

## ① 総合評価方式（施工能力評価型）の導入（H25年9月～）

競争参加者の事務負担を軽減する観点から、技術的な工夫の余地が小さい工事で、予定価格が原則5億円未満の工事を対象として、「簡易な施工計画書」の評価を行わない総合評価方式（施工能力評価型）を導入。

## ② 総合評価方式（地域評価型）の導入

横須賀市内で発注される工事において、「地域精通度(本店・支店・営業所の所在地)」及び「地域貢献度（地元企業の採用状況、地産品の使用状況等）」を重視し、評価点の比重を高くする総合評価方式（地域評価型）を導入。

これにより、横須賀市内に本店・支店・営業所が所在する企業の評価点が高くなり、受注機会が拡大。

## ③ 施工経験及び工事成績における現場代理人の実績を評価（H27年4月～）

配置予定技術者の施工経験や工事成績に係る評価は、過去に従事した工事のうち、監理技術者又は主任技術者の立場で従事していた経験について優位に評価していたが、現場代理人の経験であっても配置予定技術者としての資格を満たす者については、監理技術者又は主任技術者での施工経験と同等に評価。

#### ④ 監理技術者等の専任期間について

南関東防衛局の建設工事に配置する主任技術者又は監理技術者等は、以下の期間において工事現場への専任を要しない。

- ◆ 本工事の契約締結日から現場**施工するまでの期間**
- ◆ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に**一時中止している期間**
- ◆ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、**工場製作のみが行われている期間**
- ◆ 工事完成後、検査が終了し、**事務手続、後片付け等のみが残っている期間**
- ◆ 関連する工事との工程上の関係から、**工事の施工ができない期間**

#### ⑤ 契約保証の見直し（H26年8月～）

政府調達協定（WTO）基準額以上の工事又は特段の事情がある工事については、従来どおり残工事の代替履行が望める役務的保証（請負代金の30%以上）を採用。**上記以外の工事については、契約保証を役務的保証（請負代金の30%以上）から金銭的保証（請負代金の10%以上）へ見直し。**